

令和6年度第2回 文京区景観づくり審議会会議録

日時：令和7年1月29日（水）

17：00～18：27

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部住環境課

○事務局 会議に先立ちまして、事務局から委員・幹事及び傍聴の皆様に申し上げます。

会議中、拍手などは御遠慮いただき、静粛に傍聴していただくよう、お願いいたします。

携帯電話やスマートフォンは電源を切っていただくかマナーモードに設定をお願いいたします。加えて、録音・撮影などはできないこととなっておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日はケーブルテレビの収録を行っております。御了承いただきますよう、お願いいたします。

それでは、ただいまより令和6年度第2回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の事務局を担当しております、都市計画部住環境課長の吉本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。区職員の委員等におかれましては、データの資料を御案内しておりますので、御持参いただいたパソコンで御確認いただきますよう、お願いいたします。

本日、机上に配付させていただいた資料は、A4・1枚の次第、座席表。両面になっております名簿。資料1、「第23回文の京景観賞受賞物件等一覧」、資料2「文京区景観計画の見直しについて」の計5枚となっております。全ておそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、委員・幹事の出席状況等について御報告いたします。吉田委員、對馬委員、真下幹事、大畑幹事、熱田幹事から欠席の御連絡をいただいております。本日は、委員の半数以上の御出席がございますので、文京区景観づくり条例施行規則第29条第1項に基づき、当審議会が成立いたしますことを申し添えさせていただきます。

本日の審議会は、お手元の次第のとおり、初めに「第23回文の京景観賞」の表彰式を行い、休憩を挟みまして、審議会を再開したいと考えてございます。

それでは、文の京景観賞表彰式を始めさせていただきます。

表彰式の開会に当たりまして、成澤区長より御挨拶を申し上げます。成澤区長、よろしくお願いいたします。

○成澤区長 皆さん、こんにちは。区長の成澤でございます。

第23回の文の京景観賞の表彰式ということで御協力いただきまして、ありがとうご

ございます。冒頭、吉本幹事のほうから、拍手は禁止というお話がございましたが、それは委員の発言に対してのことでございまして、今日、表彰を受けられる皆さんたちには、ぜひとも拍手をもってお祝いをしていただきたいと思います。杓子定規で申し訳ございません。

文の京景観賞におきましては、毎年、区民をはじめ多くの方々に御応募いただいております。新たな文京区の魅力を発信しているものとなっております。

今回、景観賞に選出された３部門、３件を表彰させていただきます。

都市景観部門は、急な斜面に築かれた緩やかな階段の趣が、「坂のまち文京」の風情を伝える景観を生み出している「庚申坂」です。

景観づくり活動部門は、観光客が多く訪れる“下町・千駄木”で続けられてきた住民の活動で、身の回りの生活環境を守り景観を育てる上で貢献する「千駄木二丁目東町会喫煙マナー向上委員会の活動」でございます。

こども景観写真部門は、朝顔に差し込む光によって、写真にやわらかい印象を与える構図で、子供の素直な願いをのせたストーリー性あふれる写真の「きれいにさきますように」でございます。

本日受賞された皆様は、文の京の魅力を守り、引き継ぎ、つくり出していく上で大きく貢献をいただいている方々だと思います。今後とも区の魅力を生かした景観まちづくりの推進と新たな魅力の発見に御協力くださいますよう、お願いいたします。

結びとなりますが、岸田会長をはじめ、委員の皆様には、書類審査や現地調査など厳正な審査をしていただきました。今回も文の京にふさわしい景観賞が選考できましたことに改めて感謝を申し上げて、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○事務局 ありがとうございました。

これより、第２３回文の京景観賞受賞者の皆様に表彰状を授与いたします。

今回受賞された皆様には、記念品として、今年の干支である巳（へび）をモチーフにした「あめ細工」をお渡しいたします。成澤区長の左斜め前辺りにある白い物でございます。このあめ細工は、第１５回都市景観賞の景観広告賞を受賞しております、千駄木のあめ細工吉原さんに御協力をいただいております。注意書きは箱の中に同封してございますが、へびの形は常温でも１か月はもつということですので、賞味期限もございまして、お早めにお召し上がりください。お願いします。

それでは、区長、準備のほう、よろしくお願いします。

それでは、初めに、都市景観部門を表彰いたします。

この部門は、区内の建築物等のうち、「文の京」らしさがあふれる景観を形成していると認められるものを表彰するものでございます。

都市景観部門は、「庚申坂」でございます。受賞者は、長倉康夫様でございます。長倉様、どうぞ。よろしくお願いします。

○成澤区長 表彰状

文の京 景観賞 都市景観部門

長倉康夫殿

貴者が応募された庚申坂は、急な斜面に築かれた緩やかな階段の趣が、「坂のまち文京」の風情を伝える景観を生み出しています。よってここに表彰します。

令和7年1月29日 文京区長 成澤廣修

おめでとうございます。

(拍手)

○事務局 次に、景観づくり活動部門を表彰いたします。

この部門は、住民及び団体が区内において行う活動のうち、美しいまちづくりに貢献していると認められるものを表彰するものでございます。

景観づくり活動部門は、「千駄木二丁目東町会喫煙マナー向上委員会の活動」でございます。受賞は、活動団体でもある千駄木二丁目東町会で、応募者の小山内啓介様でございます。よろしくお願いします。

○成澤区長 表彰状

文の京 景観賞 景観づくり活動部門

千駄木二丁目東町会殿

貴殿が応募された「千駄木二丁目東町会喫煙マナー向上委員会の活動」は、観光客が多く訪れる“下町・千駄木”で、身の回りの生活環境を守り景観を育てる上で貢献しています。よってここに表彰します。

令和7年1月29日 文京区長 成澤廣修

おめでとうございます。

(拍手)

○事務局 続きまして、こども景観写真部門を表彰いたします。

この部門は、児童が撮影した区内の景観に係る写真のうち、街並みや町のにぎわいが表現され、構図やアイデア等に優れていると認められるものを表彰するものでございます。

こども景観写真部門は、「きれいにさきますように」でございます。受賞者は、山口穰士様でございます。

○成澤区長 表彰状

文の京 景観賞 こども景観写真部門

山口穰士殿

あなたが応募された「きれいにさきますように」は、朝顔に差し込む光によって、写真にやわらかい印象を与える構図となっています。子供の素直な願いをのせたタイトルは、この写真をストーリー性あふれるものとしています。よってここに表彰します。

令和7年1月29日 文京区長 成澤廣修

おめでとうございます。

(拍手)

○事務局 ありがとうございました。

ここで、景観賞の選考をしていただきました、本審議会会長から総評を兼ねて御挨拶をお願いいたします。岸田会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 景観づくり審議会の岸田でございます。

まずは、本日、文の京景観賞を受賞された皆様にお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

景観賞の選考に当たりました委員の1人として、総評を兼ね御挨拶申し上げます。

今年も例年と同様、多くの文京区らしい特徴ある景観や景観づくりの活動を推薦いただき、また写真の応募をいただきました。

選考に当たっては、各賞いずれもユニークな応募作品ばかりで、議論を活発に行われましたが、最終的には先ほど成澤区長から表彰されました3つの作品が選ばれました。

都市景観部門で受賞した「庚申坂」は、戦前からある緩やかな階段状の坂で、趣ある仕上げが特徴の文京区らしい風情を感じる場所になっております。一見、地味な景観ですが、こうした魅力を発見した応募者の慧眼に改めて敬意を表したいと思います。

景観づくり活動部門では、「千駄木二丁目東町会喫煙マナー向上委員会の活動」が選ばれました。身近な環境を守るため、自分たちでできることを続けていこうという活動

で、区民が景観を守り育てていくという意味で、大切な一步ではないかと思っております。

こども景観写真部門の「きれいにさきますように」は、日差しを受けた花に思わず心を寄せ、子供らしい願いを込めた一作でした。

今年の受賞作に選ばれた景観や写真は、いずれもそれぞれ街中の極めてごくありふれた風景の中に、目立たないけれど長く受け継がれ、積み重ねられていき、やがてその場所の生活の記憶や文化となっていくような、そんな景観を発見する、あるいは育てていく活動だったと思います。現在を刻む新しい景観が生み出されることと並んで、目立たなくても場所に根ざして生きる、こうした推薦作・受賞作が増えることを期待したいと思っております。

最後になりましたが、改めて選考に当たられた審議会委員の方々にお礼を申し上げますとともに、改めて受賞された長倉様、千駄木二丁目東町会の方々、それと山口穰士様、おめでとうございます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

本日表彰いたしました景観賞につきましては、区報「ぶんきょう」2月10日号及び区のホームページに掲載を予定しております。また、本日の表彰式の模様は、文京区民チャンネル「ナイスキャッチぶんきょう」で、2月5日月曜日から2月11日日曜日まで放映いたします。放映時間は正午12時と午後9時、21時からの1日2回となっております。放送の翌週からはユーチューブ版文京区公式チャンネルにおいても配信予定とのことです。併せて御視聴いただければと思います。

以上をもちまして、第23回文の京景観賞表彰式を終了させていただきます。

受賞者の皆様、本日は誠にありがとうございます。これからも文京区の景観づくりに御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、受賞者の皆様に盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

(拍 手)

ありがとうございます。それでは、ここから休憩時間に入りますが、そこを利用して記念写真の撮影を行いたいと思います。受賞者の皆様は、机の前に御移動いただいて、撮影に入りたいと思いますので、成澤区長と岸田会長も受賞者席の前列中央へ御移動をお願いします。準備ができましたら、よろしくお願いします。

ほかの委員・幹事の皆様は、この時間を休憩時間とさせていただきますが、次の会議

は10分休憩を取りまして、大体17時25分頃くらいから開始させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、区長は公務の都合がございますので、写真撮影後、退席させていただきます。

それでは、休憩に入っていただきますよう、お願いします。

(記念写真撮影)

(成澤区長退席)

(休 憩)

○事務局 それでは、時間になりましたので、景観づくり審議会の第2部を開始させていただきます。

マイクの使用法でございますが、お手元のスイッチを押して御発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきますようお願いいたします。

では、事務局より、文京区景観計画の見直しについて、説明させていただきます。終わりましたら、以降の進行は岸田会長にお願いすることといたします。

景観計画についてですけれども、まず資料の説明に入る前に、景観計画そのものについて説明させていただきます。

景観計画策定の経緯ですけれども、平成16年に景観法が制定され、自治体が景観行政団体になれば、法に位置づけられた景観計画を策定することができるようになり、それぞれの自治体が計画に指定された区域で基準を設けることができます。

文京区は、平成25年に景観行政団体へ移行し、同じ年に「文京区景観づくり条例」及び「文京区景観計画」を策定してございます。これにより、文京区の属性に応じた景観形成基準を定めることができ、例えば坂道であるとか、歴史文化的資産、拠点、緑などの区の景観を特徴づける場所の基準を定めてございます。

この基準により、地域ごとに決められた一定規模以上の建物や屋外広告物等については、景観協議を行ってございます。例えば、建築物の場合、建築確認申請の60日前までに提出していただき、景観アドバイザーによる会議により内容を精査し、極端に奇抜な色にならないとか形にならないように、そうなった場合には変更などの要請を行っているものでございます。

それでは、資料2を御覧ください。今回に至った経緯ですけれども、今申し上げましたように、平成25年に策定されてから10年以上がたっていることと、また、今年度、上位計画である「文京区都市マスタープラン」が見直されたことを受け、改定するもの

でございます。

検討内容としましては、今申し上げました都市マスタープランで見直されたところの、拠点の追加がございましたので、それに伴う対象範囲の変更であるとか、昨今、文京区内でも増えておりますデジタルサイネージ等の基準設置などをお示ししている項目等について検討していきたいと考えてございます。この4項目に限ったわけではございませんが、調査等を進めていく中で必要なものについては検討していくということでございます。

次に、検討組織ですが、本日お集まりいただけてます、文京区景観づくり審議会の中に新たに景観づくり小委員会を設けさせていただきます。計画の見直しに向けた具体的な内容を検討する組織として位置づけてございます。小委員会のメンバーにつきましては、審議会の学識経験者の方のうちから3名、また、現在アドバイザー会議に従事している景観アドバイザー4名、専門委員として3名を予定してございます。専門委員としては、建築関係の方、屋外広告物関係の方、あと色彩計画に長けた方の専門の方を予定してございます。

今後のスケジュールでございますが、来年度の8月の第1回審議会で景観計画の諮問をいただく予定でございます。計画見直しの進め方ですが、見直しを行う期間は2年間で予定しており、まず現況調査、アンケート調査などを行った後、計画の見直しを進めてまいります。令和8年9月に素案、パブリックコメントを挟んで、案を作成し、令和9年3月に改定する予定です。例年とは違う時期に審議会の開催となり、また計画見直しの進行状況によっては開催時期や回数が変更になる場合がございますので、よろしくお願いいたします。

併せて、景観賞についても御報告がございます。今回の表彰が滞りなく終わったところではございますが、こども景観写真部門については、区の啓発事業である「文京パチリ」から多数の応募をいただいております。「文京パチリ」は、例年7月上旬に児童と御父兄に参加していただく屋外での撮影がメインの事業となっておりますが、昨今の真夏の猛暑を踏まえまして、事務局で開催時期について検討し、来年度からは秋口の開催に変更する予定でございます。例年の景観賞のスケジュールは8月中旬までを募集期間として、何度か審査を重ねて景観賞の候補を選出しているんですが、秋口にしますと、時期的に難しいというところも考えてございます。

次に、景観づくり活動部門につきましては、ここ5年間の応募数が、1件、1件、3

件、3件、1件となっており、かなり応募数が少ない状況になってございます。これらの状況を踏まえまして、景観賞についても、この景観計画の見直しの期間に合わせて、方向性を検討したいと考えてございます。見直し期間の令和7年度、令和8年度の2年間については、景観賞についてはお休みをさせていただく予定でございます。

なお、先ほど申しました景観計画の見直しにつきましては、令和7年度からの話ですので、予算措置が伴って確定となりますので、よろしくお願いしたいと思います。

報告は以上になります。

○岸田会長 ありがとうございました。

それでは、景観計画自体の見直しですね。これについて行っていききたいと思います。今ありました事務局からの説明について、かなりまとめてコンパクトにいろいろなことが説明されました。何か御意見、あるいは質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

私のほうから、確認なんですけど、基本は最初の説明にありましたように、大きく都市拠点の追加、これは具体的で、直接景観の検討に関わるもので景観計画自体を直すということなんですね。必要な修正を行うと。

○事務局 はい、申し上げました上位計画である都市マスタープランのところで、拠点の考え方というか、拠点の箇所数自体が増えているところであるとか、都市の考え方、少し方向性を変えてきているので、その部分については、景観についてもある程度追従して検討していくべきものとは考えてございます。

○岸田会長 そうすると、これは拠点数が増えたということに対する対応ということでございますね。

○事務局 そうです。数が増えているので、地域的に増えているというところもありますけれども、都市拠点の景観自体をどういうふうを考えていくかも含めて、検討していきたいと考えてございます。

○岸田会長 分かりました。それと、2つ目、3つ目のデジタルサイネージなどの基準とか、あるいはそれに伴ってですか、屋外広告物景観ガイドラインを見直すということですが、これも検討の理由というのは、デジタル化の趨勢を受けてどうするかということが具体的な問題になるというふうに考えていいんですか。

○事務局 はい。文京区内でも、デジタルサイネージ、いわゆる電子の看板・掲示板みたいなものが増えてきているのが現実でございまして、こちらも景観協議の対象にはなり

ますので、景観アドバイザー会議でも検討しながらアドバイスはしているんですが、しっかりした規定を決めていきたいと考えてございます。例えば明るさであるとか、音声が出るのであれば音量であるとかというようなことが考えられると思います。近隣自治体も含めて、事前調査のところである程度見えてくるところもあると思いますので、その辺を踏まえて、どういう形に持っていけるかを検討していきたいと考えてございます。

○岸田会長 分かりました。追録版の統合、要するに根津の景観形成重点地区、それから文化財庭園などの景観形成特別区、こういったものを統合して1つにまとめたらどうかということが課題になるわけですね。

○事務局 大きな課題というわけでもないんですけれども、実際に景観計画につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成25年に策定されてございまして、もともと景観形成特別地区というのが、Ⅰ類、Ⅱ類と分かれていて、4か所ございまして、都立の庭園の六義園、小石川後樂園、旧岩崎庭園の周囲のものについてはⅠ類となっており、小石川植物園については、もともとⅡ類という扱いで、平成27年に改定したときに、Ⅰ類、Ⅱ類の話をやめて、全部同じものの基準になっているということでございます。

Ⅰ類、Ⅱ類の大きな違いとしては、Ⅱ類の中には屋外広告物に対しての規定がなかったもので、小石川植物園から見える広告物についても、Ⅰ類と同じように、景観について配慮するようというところを基準に上げたもので、それを大きく変えるということではないんですけれども、追補版となってございますので、本体の中に入れ込んで、ほかの関係とどういう形になるかというのは検討していきたいと考えてございます。

○岸田会長 分かりました。もう1つ質問ですが、先ほど、必要に応じて検討の項目は加えることができるとされてます。これは、関係の検討委員会の方ないしは審議会のメンバーから必要に応じて出すことができるということですか。

○事務局 はい。現状、事務局のほうでピックアップした項目はこれらですけれども、申し上げましたように、まず近隣の調査であるとかアンケート調査などから始まっていきますので、その調査結果を見ながら御意見を伺って、こういうことが足りないのではないとか、こういうことを付け加えたほうがいいんじゃないか等の御意見があるかと思っておりますので、それについては、検討内容に当然入ってくるかとは考えてございます。

○岸田会長 なるほど。具体的にスケジュールまで話が行っちゃうんですが、そのアンケートに基づいて、どういう検討課題にしたらいいかというのは、どこの時点になるんでしょうか。

○事務局 実際に令和7年8月から審議会が諮問をいただいて始まるような形になると思いますけれども、メインとしては、小委員会で幾らかもんでいただくという流れとはなるとおもいます。来年度早々から、委託業務を始めて、アンケート調査、調査関係を始めていく予定でございます。どのあたりで、どういう感じで調査結果が報告できるかというのは、この進捗にはよるんですけども、最終的な調査結果については、お示ししているとおり令和7年12月あたりには調査結果がある程度固まっていくとは思いますが、その前に中間報告という形で、ある程度お示しさせていただいて、その段階で、もう少しこんな調査が要るんじゃないかとかという意見がありましたら、それについても検討していくのかなとは考えてございます。

○岸田会長 分かりました。以上補足で説明をいただきました。この補足の説明を含めて、いかがでしょうか。何か御意見ございますか。

○清水委員 ちょっと質問でいいですか。先ほど景観賞のほうは、3つあるものを、全部2年間はやめるということですか。

○吉本幹事 今はそう考えてございます。

○清水委員 子ども景観写真部門と景観づくり活動部門だけでなく、都市景観部門も2年間はやらないということですか。

○事務局 現状としては、そう考えてございます。

○清水委員 そうですか。それで、あと、このスケジュールを見ていると、景観づくり審議会は、どちらかという、景観計画のほうのことを審議する場になっていくということですか。

○事務局 メインとして、景観計画の改定もそうですし、申し上げたように、景観賞の形をどうしていくかというところの課題もあると思いますので、その辺についても審議会で審議していただくような内容になるかとは思いますが。

○清水委員 景観賞自体もちょっと考えるためにということですね。そういうことですか。分かりました。

私は以上です。

○土田委員 よろしいですか。

○岸田会長 はい、どうぞ。

○土田委員 確認ですけれども、あくまで文京区の景観計画については、ここの景観づくり審議会が胴元というか、本山なので、今、小委員会というふうに設置をもくろんでお

られるのは、どちらかというと、作業部会ですよね。

○事務局 そう考えています。

○土田委員 それで、通常、行政とコンサルタントさんの作業のところに対して、行政が仕様書を書いて、ある種、承認的な意味で審議会に上げてくるのが多いんですけれども、その間に審議会から一部メンバーを出して、親委員会からメンバーを出して、行政、コンサルタント、作業班と一緒に景観計画の改定をどうしようかというところを1回ディスカッションしたとしても、最終的な落としどころは、あくまでこの審議会の中で、承認になるのか了承になるのか、諮問自体は先生が区長から直接受けられることになるので、答申はもちろん委員長に出していただかなければいけないということになろうかなと思います。

まだ、そういう意味では、ちょっと十分な理解もできてないところがあるんですけれども、一義的には、都市マスタープランの変更がどんなものなのかというのは、追々御紹介いただく中で、都市計画基本方針、要は都市市計画法にひもづいた都市計画基本方針と、改めてこの景観法に基づく景観計画をどういう形で役所の中でどのようにしているかということも大きく関係してくるので、ちょっと最初に助走がないと、景観計画のほうも、あくまで一般的な話としては、都市計画の本道は都市マスにありというところがあって、景観計画がサポート役に回ると、法律論から外れて表層的なところに流れてしまうという動きもある中で、とはいえ、あまり言うとはれちゃいますけど、都市計画って、あまり今、動いていないというか、特に文京区のような成熟した都市は、都市計画が全国平均で語られる傾向が強いので、特に今の政権は地方にばらまく系の政権になっているので、そういう意味では、できちゃった街に都市計画ってどうするのって、実は成熟している街のほう 新しい都市計画が動かない分、リニューアルコンバージョンも含めて難しいんですけれども、そういう意味では、都市計画がどういうふうに機能していくかというのが暗中模索な中で、個人的には、やはり市民・区民の理解も含めて考えると、景観とか、まちづくりに近いような、景観のほうに近くなっているのではないかなという考えもある中で、簡単に言うと、都市マス、景観計画を法的・行政的な流れはあるにせよ、どうやって折り合いをつけていくかというか、どっちがどっちということではないんですけれども、要は、いい町ができることが落としどころなわけですから、そこをどういうツールとして位置づけていくかみたいな話もちょうとディスカッションできればいいんじゃないかなというふうに勝手に思っています。

だから、そういう意味で、先生がおっしゃった「項目はこれだけなの？」という話については、あまり広げすぎるとたためなくなっちゃうので、ほどほど感は要るんですけども、広くディスカッションするのはいいんじゃないかなとちょっと思っています。感想です、すみません。

○岸田会長 そういう意味では、今の土田委員の御指摘は、ある意味、審議というか、検討の具体的な作業に入る前に、どういう構えというか、仕分の中でやっていけばいいかということなので、その辺は、都市マスがまず上位というか、基部にあって、それを前提としつつやるのは当然のところもあるかもしれないけれど、どこまでこっちのほうで議論が広げられるかということでもあるんですよ。その辺はどうなんですか。やっていきながら、走りながら何か考えていくなんていう可能性もあるんでしょうか。

○事務局 はい、御審議いただく中で、まず前提として、今の状況を御説明する機会は当然必要だと思いますし、申し上げましたように、都市マスタープランの見直しの中でも、景観については示しているところがございますので、こういう形で示してますよという情報を、審議会の中で御報告させていただいて、そこからどの部分を広げるかとか、土田委員がおっしゃったように、どこまで広げるかということもあるかと思っておりますけれども、それも含めて、まず情報を見ていただいて、御認識いただいてから始まると思っております。

○岸田会長 それは具体的に言うと、8月を待って、そこで最初の審議会で、こういう課題、あるいはこういう範囲で主に議論をしたいという説明があるということですか。

○事務局 そうですね。具体的なところはこれからなんですけれども、事前に資料についてはお送りさせていただく等の対応をとらせていただこうとは考えてございます。

○岸田会長 分かりました。ぜひそういうようにお願いいたします。そのほか、どうでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 すみません、それほどあまりマスタープランについてよく存じてないんですけれども、いろいろな専門の方が入ったり、仕組みができたりとか、そういったことはこれから取り組まれるということで、それは区民としてもとてもありがたいんですけれども、その中で、ここで話すとか審議会で話すとか、そういったのが本当に区民の意に沿っているのかとか分からなくて、今回の景観賞のことも、私も関わってから気づくのは、知らない人が多いよねというのが結構あったんです。町をちょっときれいなところを残したいとか、好きなところを残したいという人は結構いるんですけれども、

「区でもそんなことやっているんだ」と言う人もいたりとか、何かどういうふうにした
いというのが皆さんいろいろな地域で、文京区って、地域によって文化性が全然違うの
で、ここはこうしたい、こっちはこうしたいという、それぞれいろいろな活動されている
中で、自分たちの取組で終わってしまうというようなこともあると思うんです。

そういったところで、できればもちろん区のほうもそういったところも、マスタープ
ランと合いつつも、各自の取組というものを応援したりとか、ある意味、共有したりと
か、そういった取組というのがあるとしても景観づくりにはいいんじゃないかなというふう
に思うんですけれども、ちょっと今の説明だと、結構大きい話なので、そこまで反映さ
れるのか、あるいは「ちょっとここで決めました」「そうですか」で、区民は区民でそ
れぞれやってますみたいな感じになっちゃうのか、どういうふうに折り合いをつけてい
くのか。仕組みではなくてソフトの面で、どういうふうに、2年間って結構長いので、
多分2年後って、もう住んでいる人が全然変わっている可能性もあるし、これから高齢
化になって亡くなっていく人もどんどんいるので、地の人というのがいなくなったりす
る中で、2年間考える時間というのを持つべきなのか、あるいは走りながらでも、いろ
いろな人を巻き込んでやるという体制なのか。今の話だと、2年間ちょっと、ある意味、
この中で話し合っただけという感じなのかもしれないですけども、そこでど
ういうふうに区民を巻き込んでいくのかというあたりをお聞かせいただきたいんですけ
れども。

○事務局 ありがとうございます。実際に今回審議会に参加されている方以外の区民の方
の御意見というところでは、アンケート調査等も考えてございますし、何かしらのタイ
ミングで説明をする機会を設けさせていただくなり、例えば、ホームページに動画を上
げて、それを見て御意見をいただくであるとかというのは幾つかやってございますので、
そういう手法なりで、ふだんの皆さんが生活されている中で、ここがちょっと気になる
とか、ここを残していきたいとかという気持ちのところも重要だとは考えてございま
すので、それが景観計画という形の中で形づくればよりいいものになるのかなとは考
えてございます。

○岸田会長 はい、分かりました。いろいろな御意見が区民の委員の先生方にもあると思
うし、そういうものがうまく反映できるような進め方をできればいいと思いますね。

伊藤先生、いかがですか。

○伊藤委員 前回、平成25年だったんだというのが、今伺って思いましたけれども、

清水委員が委員長になって景観計画策定委員会があったかと思ひまして、そこから10年以上、12年ぐらいたって、いろいろと社会的な状況もですし、何か認識というか、例えば、コロナ禍があつて価値観が大分変わりましたとか、環境のほうも、10年前から暑くなつてきてましたけれども、それがもう無視できないぐらいに認識されてきたとか、いろいろ背景的にも変わってきたところがあると思うので、もちろんベースがあるので、全部見直しではないと思うんですけれども、少しそういう次の時代に向けた、項目出しみたいなのがきっと最初のほうにあるんだと思ひますし、その辺の新しい価値観も入れながら、どこまでが景観という枠に含まれるかは結構微妙なところはあるんですけれども、景観って意外といろいろなものが含まれるもので、そういった視点で見えていけるといいのかなと思ひました。

ちょっと1点だけ、質問ではない、確認なんですけど、都市マスは、もう見直しがあつて、確定しているということによろしいんでしょうか。

○事務局 はい。あくまでも中間の見直しという形ですけれども、見直しは確定しております。

○伊藤委員 分かりました。じゃあ、少し都市マスのほうも、新たに追加された項目であるとか見直しがあつた部分があるので、それについては最初のほうで御説明いただいて、上位計画ではこういうところの見直しがありましたというのも含めて、景観計画にどこまでどんな概念を盛り込んでいくのかというのを検討していけるといいのかなと思ひます。ありがとうございます。

○岸田会長 ありがとうございます。今の御指摘で、最初の8月の審議会、それから12月の審議会ですか。この2回ぐらいで視点の議論ができるのか、あるいはスケジュールからいうと、最初のところで1回、ぱつといろいろ制限を設けずに視点を検討して出して、それで小委員会のほうでもむという、そういうイメージですか。

○事務局 そうですね。まず8月に、情報を事前に情報提供させていただいて、御議論いただく中で、範囲が広がるなり何なりの形が見えてくるとは思ひますので、具体的などころを小委員会で集めていただくとは考えてございますが、あくまでもスケジュールは予定ですので、早めに審議会をやったほうがいいであるとかというのがありましたら、そういう形でスケジュールを組ませていただきますし、もう一度もんでからという話であれば、回数も変わってくるかと思ひますので、そこは状況を見ながらということになるかと思ひます。

○岸田会長 分かりました。特に立ち上がりのところが僕は重要だと思います。だから、その辺のスケジュールは柔軟に考えていただけるといいかなとも思いますが、いかがでしょうか。

○清水委員 私もそう思っていて、アンケートと言われているのが一体何をやろうとされているのかは気になりますので、例えば、今までの評価だとか問題とかって、今までやってきたことというのが何なのかということも知っておきたいと思いますので、都市マスだけを受けていくのではなくて、十数年やってきた中というのも、それも知りたいと思いますので、何か最初にまずそんなものが欲しいなと思います。

○岸田会長 では、御指摘を受けて、お考えいただけるといいと思います。

○事務局 清水先生がおっしゃったように、これまでやってきた満足度調査という形になるかどうかですけれども、どういう形で皆さんが御認識されて、どういう理解をされているかということも含めて、どういう形でアンケートをするかのところについても事前に御確認していただければと思いますので、それも含めて御協力いただければと思います。よろしくお願いします。

○岸田会長 そのほかの委員の先生方、いかがでしょうか。今は材料が具体的にないので、ここであまり意見を出すことも難しいような気もしますが。

では、私のほうから、また1点、ちょっと視点を変えて、あるいは、ちょっと私の無知をさらけ出すようでお恥ずかしいんですが、昔、この審議会の名前自体が、「景観まちづくり審議会」と呼ばれていた時期はございましたか。今は「景観づくり審議会」ですけれど。

○土田委員 昔は景観審議会ですね。

○岸田会長 ただの「景観審議会」の時代があって、その後、「まちづくり」がついてませんでしたか。

○事務局 審議会自体は、景観法制定前の平成5年に、名前として、「文京区都市景観審議会」という形で設置はされています。

○岸田会長 それだけですか。

○事務局 会長がおっしゃった、そのあたりはちょっと調べ切れてないんですけれども、出だしはそういう形で。

○土田委員 景観法以前に、文京区が景観条例を運用したときに、記憶はあやふやですがけれども、「景観まちづくり条例」とか、景観法何とか条例じゃなかったですね。

○岸田会長 私は「まちづくり」がついていたような気もして改めて調べたら、それが「まち」が消えていて、「景観づくり」になったら、随分意味が変わっているかなと思った次第なんです。

○事務局 景観の変遷としては、今申し上げたように、平成5年に文京区都市景観審議会が設置され、平成9年に「文京区景観基本計画」ができて、平成11年に「文京区景観条例」ができていたような流れで、そこから景観法の制定まで行っているのです、その間に動きがあればですけども。

○岸田会長 先ほど委員の先生方からの御指摘が、ひょっとすると、景観まちづくりだと、随分何かニュアンスというか、審議の範囲が変わってくるような気がしたので、確認した次第です。もし分かれば、次回にでも教えてください。

それでは、今日はそろそろ時間なんではないですか。

○事務局 議論のいいところで。

○岸田会長 予定では、まだ時間はありますね。

では、ほかに、今回具体的なアイテムはないんですけども、今言っておいたほうがいいのかと思うようなことがもしございましたら、どうぞ。

○土田委員 よろしいですか。

○岸田会長 はい、土田先生、どうぞ。

○土田委員 今、会長のお話でもあったように、ちょっとこれは今、スケジュールが粗々で出てますけれども、区民委員の方もいらっしゃいますし、議員の委員の方たちも任期で替わってきかれておられるのもあるので、もちろん皆さんよく御存じだとは思いますが、最初の諮問を受ける段階で、できれば事務局から事前レクみたいなもの、都市マスタープランがこうなるとか、景観計画自体がこうなってきたという話の事前レクみたいなものは一度ちょっと、作業が余計になっちゃいますけれども、作業班が手当てされるんですよね。作業班が手当てされるので、そこにやってもらおうべく、ちょっと事前レクはしていただいたほうがいいかなと思うのと、先ほど清水先生がおっしゃった、まさにこれは役所風に言うと、事務事業評価になるんですけども、区役所が景観に関する計画事業をやってきたことを、振り返りとして事務事業評価をやって、政策的にも効果がどれぐらいあったのかというのは、ちょっと行政的な堅い話ですけども、やはり先ほど御指摘があったように、認知度が出てないのであれば、それは真摯に受け止める必要もあるかもしれないしというようなところを工夫してやっていくというようなプロ

セスはちょっと、それを8月の審議会の前に作業班を決めて、それまでに作業できるリードタイムはありますか。だって、4月からもう起案して、作業班を選んで、どうのこうので、何だかんだで夏ですよ。実態的には。

○事務局 早期に取りかかりたいとは考えているんですけども、その辺のスケジュール感が見えたら、また委員の皆さんにお知らせして……。

○土田委員 ぜひ会長に相談していただいて。

○岸田会長 ミッションが結構多岐にわたるといえるのか、新しい視点も含めれば複雑なミッションになる可能性もないわけではないので、時間は2年間あるとは言いながら、やはり最初のスタートのところでボタンをかけ違えると、後で修正がきかなくなったりするので、大変かとは思いますが、ぜひ今日の御意見、御指摘を踏まえて、なるべく早く御説明なり資料なりをいただけるといいかなと思います。

具体的に言いますと、小委員会のメンバーというのは、これから検討されるという形ですか。

○事務局 学識経験者の3名の方にもお願いしてあるとおりで、景観アドバイザーの方は、もう現在4名いらっしゃいますので、あと専門委員の方には今からコンタクトをとるような形で考えてます。

○岸田会長 分かりました。じゃあ、いずれにしても、早急にメンバーは、それはピックアップされたらそれで決定なんですか。審議会と関係なく。

○事務局 その予定でございます。

○岸田会長 。分かりました。じゃあ、どういうメンバー構成になるか分かりませんが、ちょっと最初のところですから、頑張ってください、次回の審議会に御説明を伺いたいと思います。

伊藤先生、どうぞ。

○伊藤委員 私は、文京区と、あと新宿区の景観審議会と千代田区の景観審議会もやっているんですけども、それぞれ景観計画の作り方って大分違って、面白いなと思っているんですが、新宿区などは、すごく特殊なやり方をされていて、それこそ十何年前につくったときに、建築とか都市計画系の学生を集めて、フィールドワークをして、各地区に分けて、その資源を探っていくみたいな冊子をつくって、二、三年前に改定があったんですけども、そのときもう一度また、今の学生で、これが古くなっていてどうかなみたいなことを、またフィールドワークして、夏中フィールドワークして見直

しについてみたいなやり方をやっていました。

別にそれをやったほうがいいという話ではなくて、なので、アンケートというのも、いろいろなとり方というか、どうやって区民目線でとか、あるいはユーザー目線で景観というものの価値を見だしていくのかというものの吸い上げ方というのはいろいろなやり方があると思うので、アンケートという形式でやられること自体はいいと思うんですが、聞き方とか、どういうターゲットにするのかとかは、いろいろ工夫の仕方があるかと思しますので、今後かと思いますが、ぜひその辺も踏まえて、あまり通り一遍のアンケートにならないようにしていただけるといいかなと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。特に伊藤先生はお詳しいようですし、事前に、ある意味、体制の立上げのところから、私のほうから言うのも変ですが、御相談するといいかと思いますけれども、御検討ください。

○事務局 よろしくをお願いします。

○土田委員 1点だけいいですか。

○岸田会長 はい、どうぞ。

○土田委員 これ、検討内容の2番目、デジタルサイネージの基準設置という話があって、3番目が屋外広告物になってますけれども、文京区さんは、これは別物と考えていますか。屋外広告物のワン・オブ・ゼムがデジタルサイネージじゃない？ これは別ですか。

○事務局 3番目のガイドラインの中にデジタルサイネージも入ってくるとは思うんですが、ただ、デジタルサイネージの基準自体が今ないので、まずその項目出しということで、まず基準を設置して、そのガイドラインの中にも改定していけるように……。

○土田委員 なるほど。虎の門地区が、たしか港区は規制しているんですよね。向きだけなんだけど。いや、ちょっと大昔、景観法以前に景観計画をつくったことがあるときに、栃木のほうのある小さな町の市長が、おらが町の駅前の景観は渋谷にしたいって言い、今、渋谷の駅前ってすごいことになっているので、そういう意味では、あれを広告と見るか何と見るか。広告は、またすごく難しいですね。

昨今のインバウンドの話も含めて考えると、海外の方に受けているのは、実は秋葉原であり、六本木であり渋谷でありというのが、日本の原風景みたいになっているところがあったりなかったりするんで、多分その辺はとても、文京区は大人の判断をされると思うんですが、インバウンドにおもねると、何に価値づけをしていいかみたいな

やつ。ちょっとデジタルだけが際立って見えたので、余計なことを申し上げましたけれども、個人的には、あまり広告類を縛りすぎると、色彩も、先ほど専門委員の中で言っていた、色と広告を縛りすぎるとつまらない町並みになるというのも一方ではあって、歴史的なものと相反するんですけども、そこは本来デザイン力なんですけれども、そこを基準・規制でどう乗り越えられるのかというのが景観の大きな課題だと思っているので、ぜひこの審議会でもいろいろなディスカッションができるといいかなと思いました。

すみません、感想です。

○岸田会長 米田先生、ございますか。

○米田委員 では、ちょっと私のほうから、建築の専門家として、この景観づくりの審議会、小委員会ですかね。申し上げたいのは、建築関係は省エネルギーの法律の大改正があるんですね。もう施行されるということで、建築のつくり方自体は変わっている、大きく変容してくると思います。

しかし、その内容も基準も、専門家からすると本当に入口でしかないというか、今後まだまだ相当厳しくなっていくということで、そういう建築のつくり方、または外観、景観に関わることですけれども、要素になることですけれども、それが大きく変わっていくことに対して都市マスが多分書かれていて、それに対して景観計画がどのように応答していくかということですね。そこは結構重要な視点になってくるかなと思います。

ということで、そのあたりも小委員会で議論に含めていただければと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。確かに省エネというか環境の問題を受けて、都市マス、それからまちづくりというか、景観をどうするかという大きな課題を抱えていると思います。ぜひ小委員会の先生方には頑張っていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞよろしくお願いします。

○八木委員 ちょっと踏み込んだ質問になっちゃうんですけども、聞いてまして、大体この検討項目の4つが分かりかけてきたんですけども、1つ、広告に関して絞って質問させていただきますと、これは緩和しようとしているのか厳しくしようとしているのか、10年たったから取り上げているだけなのか。何かその辺の背景があって、どういう調査をしてとか、何か具体的なことって、何かここで説明していただけることというのはあるんでしょうか。こういう背景があって、こういうことを取り上げたとかというのは。

○事務局 先ほど申し上げました屋外広告物等の中でデジタルサイネージは基準がないからというのが、まず大きな1点だと思います。広告物については、色合いであるとか、なかなかいろいろなガイドラインに沿って協議はしているんですけども、細かいルール設定のところで、もう少しこうしたほうが良いというところが幾つか見えてきてますので、どこまで書きぶりをするかというのは今後の課題だとは考えておりますけれども、ガイドラインとしてお示しすることによって、実際に屋外広告物を作られる以前に見ていただけますので、そこから検討していただけるように方向性を見せたいというところも1つですし、文京区内全域がこの景観計画の区域にはなっていますが、全部の地域が同一のような形ではないとも思っておりますので、その地域地域に合ったというところも踏まえて、どこまで踏み込めるかというところは考えてはございます。

○岸田会長 よろしいですか。

○八木委員 はい。

○岸田会長 そのほか、いかがでしょうか。

○橋委員 よろしいですか。

○岸田会長 はい、どうぞ。

○橋委員 橋でございます。ガイドラインとかそういうことに関して、先ほどちょっと土田先生がおっしゃったように、何か規制をすればいいというものでもないと思うんです。私、実は京都市の出身で、長らく京都に住んでいたんで、皆さん御存じだと思いますけれども、京都の景観の、特に屋外広告の景観というのは非常に厳しい規制があって、だけど、住民としては、それほどそんなに関係ないというのが本音なんです。ある意味、規制をつくる役所と広告を出す、その間だけの話で、何か本当にその規制が必要なのかどうか。規制が多ければいいというものでもないし、ということで、ある意味の考え方としては、規制をもっともっと減らすという方向もありだと思うんです。だから、そういうところから議論していただいたほうが何か自由な形になるのではないかなと。

ちょっと私もどういうものかゴールは見えませんが、何かガイドラインをつくることだけみたいなことにはならないような議論ができればいいなと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。この御指摘については、何かございますか。

○事務局 おっしゃるとおりで、ただ締めるだけでなくというところはおっしゃるとおりだと思います。実際にその辺については、現状調査であったりとか、アンケートであったりとか、皆さんの実際にお住まいになっている方々の意見であるとか、その辺を踏

まえて、どういう形に持っていけるかというところは今後の検討課題だと考えてはございます。

○岸田会長 今の御指摘に関して言うと、やはり都市マスというか建築で、地域地区というか、用途地区というか、住宅的な場所もあるし、業務的な場所、あるいは比較的飲食とかそういう、歓楽街と言うのも変ですけども、そういう街もあるし。その辺のことも踏み込んで判断していかないと、いけないし、規制だけで通すということもできないと思います。いずれにしても、最初のところですね。どういうことを議論していくか、どういう範囲で議論していくかというところが重要だと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○根岸委員 根岸と申します。今回のこの都市マスタープランというようなことについて、今度から議論をしなくてはいけないというのが我々に与えられた次なる使命だからというふうな話を突然今回お伺いした次第で、1つすごく躊躇しているというか、残念だなと思っているのが、表彰の景観部門とかのそういう活動がもうできなくなってしまう。2年間お休みだということを先ほどおっしゃられたので、文京区に残っている既存の景観を、いいものをより発掘したり保存したり、あるいはそれを広めたりするというのが私たちの景観づくり審議会の活動の主なところなのかと思っていたものですから、今回その仕事が2年間全くできなくて、都市マスタープランの審議ですよというふうにおっしゃられているような次第になってきてしまったので、都市マスタープランとかというと、都市工学とかまちづくりとかという部門になってくると、これは我々景観づくり審議会の活動に含まれる部分なのかなという素朴な疑問が少しあるんですけども、やはり都市計画というほうは、文京区については、別のこういう審議会みたいなものがあって、こういう議論になるのではなくて、景観づくりが、その都市計画の部分まで参加する部分なんでしょうか。というところが、ちょっと疑問なんです。教えていただければ。

○事務局 はい。今おっしゃっている都市マスタープランは、もちろん都市計画審議会と別の審議会があって、そこで、都市マスタープランの見直しについては終わっていますので、この審議会でも都市マスタープランについて議論することではありません。

その中の、景観についての内容を踏まえて、今回、景観審議会でも考えていただきたいのは、景観計画について今後どうしていきましょうかというところの議論を今回提案させていただきました。

景観賞についての御指摘もございましたけれども、今回、今の状況を踏まえて、景観

賞については、今後の方向性については検討していただきたいと考えてございますので、現状の形のままというよりは、こういう形のほうが、例えば皆さんが応募しやすいであるとか、いろいろなことにニーズがあるのかという御意見がありましたら、景観賞について方向性を見ていけると考えてございますので、そういった場にもしていただきたいと思いますので、景観計画だけでなく景観賞についても様々な御意見をいただければと考えてございます。

○根岸委員 ありがとうございます。

○岸田会長 ありがとうございます。吉本さん、今日は7時ぐらいまで時間はあるということですか。

○事務局 はい、議論が詰まれば、そこで。

○岸田会長 確認する限りでは、まだ時間があるんですが、この際言っておいたほうがいいと思うことがございましたら、ぜひ。別に議題にとらわれずに御発言いただければと思います。どうぞ。

○佐々木委員 すみません、この内容とかではなくて、私も去年の9月から参加させていただいて、戸惑うことが結構多かったのは、もちろん行政とかアカデミックな世界とか、そういったところでは、こういう形というのが通常なのかもしれないですけども、すごく型があって、型の中でこれを話して、一言言ったらいいかなみたいな感じになってしまうんですけども、ちょっとふだんの暮らしが、民間の企業で働いてたりなんかすると、常に変化だとか何か、創造性だとか何か言って、ばんばんと進んでいる中で、という環境にいる人間からすると、型にはまったところで、その型にはまった発想というのだけを求められているような気がして、ちょっと何か自由な議論とかあまりないような気はするんですね。ちょっと何かこう、もちろんこういう案件としてはきちんと型があって、それで着実に確実にいろいろな視点を踏まえた上で1つの解を出すというのが大事なのかもしれないですけども、プラス遊びの部分というののもあっていいのかなと。特に区民の私たち——「たち」と言ったら、皆さんあれなんですけれども、ちょっと遊びの部分の人が何か言って、わーわー言って、「何かああいう話聞いたけど、どうなの」みたいな、「これもいいと思うけど、どうなの？」とか、希望としては、もうちょっとラフな感じで参加できるような会であつたらありがたいなというふうには思います。

○岸田会長 ありがとうございます。別にこういうことを言うてはいけないということとは全然ありませんので、どうぞ思ったように今後は御発言ください。

○佐々木委員 はい。

○岸田会長 そのほか、いかがでしょうか。

○橘委員 ちょっとよろしいですか。ちょっと簡単に。今、佐々木委員がおっしゃったことと関連するんですけども、実は私、メディアパートナーというのも今やらせてもらって、広報課のほうですね。決して広報課のことを悪口言うことではないけど、やはり組織って、すごくたくさん部署があって、そこで進めるから、非常に大変だという感じがするんですね。民間企業だったら、やはり1つ、企業の利益という目的があって、幾つかははっきりと企業なりにミッションがはっきりしているわけですけども、これだけの大きな自治体の役所というのは、非常に複雑で、なおかつ個別のミッションというのは、私たち区民にはあまり分からないですね。ここは何をしているのか、何を目的としているのか。その中で、こういう形で参加させていただいたのは非常に貴重な経験をさせていただいているんですけども、何かこう、うまくそこに入っていけるのか、何かお役に立てているのか。あるいは、役所だから仕方がないとか、そんなことも多々あって、その辺は、やはりコミュニケーションをよくするしかないと思うんですけども、何を言っているのか分かりませんが、ちょっと佐々木さんの件に付け加えると、もう少しなじみよく進めてたらいいなと思います。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。実際、審議会の運営の中で、やはり僕の至らないところもございまして、談論風発に活発にできるように心がけていきたいと思います。事務局のほうも、ぜひ御協力をお願いいたします。

○事務局 頑張ります。

○岸田会長 ということで、ほかに、議員の先生方で特にございますか。はい、どうぞ。

○沢田委員 今、佐々木委員や橘委員のおっしゃったお話に併せてなんですけれども、ちょうど文京区も何か、「こどもの権利」とか若者の意見表明の機会をとかと言っている、ちょうどいいタイミングでもあるので、先ほど伊藤先生もおっしゃっていましたよね。地域ごとに若者や学生を集めて、そういうフィードバックやミーティングぐらいからでもいいんですけども、やってみるというのは新しいアイデアが出てくる可能性もありますし、次世代の文京区を支える若者たちの関心を引き起こすという意味でもいいんじゃないかなと思いましたので、これは意見としてです。

○岸田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

議会のほうでは、今回の都市マスタープランですか。その辺の解説というか、レクというか、説明というか、そういうものはこれまでかなり行われたわけですか。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 私、建設委員会の副委員長をやっているもので、2年間かけて見直しの作業をやってまいりました。いろいろ様々変わったところとか、この御時世に合わせて防災の面を強化したりとか、そういったところが変わっているのと、あと、再開発についての方向性みたいなものとか、このエリアはこういうふうな町に、10年後、20年後していこうみたいなところを決めているので、多分それも含めて、こちらの検討内容というのが景観計画にすり合わせというわけではないんですけれども、整合性を持たせるとい意味も検討の内容になるのではないかというふうに思います。

また、先ほど沢田委員が言っておられたように、「こどもの権利条例」が文京区で制定されますので、子供の意見もぜひ計画に反映できたらいいなというふうに希望いたします。

○岸田会長 ありがとうございます。先ほど土田委員からいろいろ厳しい、むしろ都市計画よりも景観づくりのほうが、場合によっては現実的で、区民レベルには密着しているのではないかという御指摘がありましたが、すり合わせというか、可能な範囲で土俵を決めずに、あるいは土俵を少し拡大しても議論が展開するといいのではないかと、思っております。

○土田委員 ちょっと根岸委員には誤解を招いて微妙なので。都市マスというのは、もう一旦の決着がついているので、それと併走する意味での景観計画をどうするか。まさに、この景観賞がちょっとお休みになるのは、先ほどもおっしゃっておられたように、ちょっと残念かもしれませんが、改めてどういうふうな景観賞のやり方が、よりみんなの景観になっていく一助になるのかということを景観計画の中で考えようということです。ぜひ積極的に参加していただいたほうが。

ごめんなさい。私が誤解を招いてしまったと反省しています。

○岸田会長 とんでもない。僕の振り方が悪かったんです。

○土田委員 いやいや、とんでもないです。

○岸田会長 どうでしょうか。まだ時間はあるんですが。

○根岸委員 じゃあ、ちょっといいですか。

○岸田会長 どうぞ。

○根岸委員 いろいろと御説明いただいて、大変よく分かりました。実は、私の息子のほうが、筑波のほうで都市計画のほう、まちづくりを専門に研究しておりまして、筑波の例とかをお話しさせていただくと、先ほど伊藤先生がおっしゃられたように、かなり大学生が町に出て、そういう自分たちの町をよく熟知して、新たないい点とか場所とかというスポットを取り上げて、それについて意見を交わして、それをまた行政に反映させるというような、すごく行政と大学との連携というか、そこら辺がすごくうまいなというふうなところで好印象を受けているんですけど、文京区に関して、すみません、私が知っている限りで、広報とかで見ている限りなんですけれども、なかなか大学生とかの意見が、まちづくりとか景観というふうに取り上げられないというか、反映されないというか、声が聞こえてこないなど。大学生レベルの子たちの参加が少ない町なのかなというイメージをすごく受けていたので、先ほど伊藤先生がおっしゃられたように、ほかの新宿とかの例をおっしゃられた、あの感じで、住んでいる、通っている、この町の、多分一番いいものを見ているのが彼らたちなんだろうと思うので、そういう方々が直接的に参加をして、その意見を吸い上げたものを行政に発表してもらえるような場がこれから機会ができるといいなと、すごく思いました。

○事務局 ありがとうございます。確かに都市計画というような話になると、なかなか難しい面もあると思うんですけども、景観まちづくり、景観づくりというのは、比較的敷居が低い面もあるかと思うので、もしそういう若い世代をインボルブするような仕組みが、仕掛けができると、これはなおいいですね。いいきっかけになるかもしれませんので、小委員会のメンバーの方には頑張っていただきたいと思います。

○岸田会長 それでは、定刻よりも早いんですが、どうでしょうか。もうちょっと議論したほうがいろいろ勉強になるということでしたらもうちょっと続けますけれども。

○土田委員 今日はちょっとネタがなさ過ぎますね。空中戦になって。

○岸田会長 そうですね。議論のアイテムが抽象的なフレームワークだけなので、もうこれ以上やってもうまくいかないかもしれませんので、そろそろこの辺でよろしいでしょうか。本日の審議会は終わりにさせていただきたいと思います。

それでは皆様、長い時間ありがとうございました。

—— 了 ——